

令和 7 年度武道ツーリズム推進事業業務委託に係る
公募型企画提案実施要領

1 趣旨

本要領は、令和 7 年度武道ツーリズム推進事業業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和 7 年度武道ツーリズム推進事業業務委託
- (2) 契約者 静岡県知事 鈴木康友
- (3) 採用方式 公募による企画提案方式
- (4) 業務内容 別紙「令和 7 年度武道ツーリズム推進事業業務委託仕書」のとおり
※当該仕様書の内容については、契約後予算の範囲内で変更できるものとする。
- (5) 委託期間 契約日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで
- (6) 契約限度額 4,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）
※限度額を超えた者は失格とする。
- (7) 採用予定件数 1 件

3 企画提案参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (2) 都道府県税（法人税及び法人県都道府県税）を完納していること。納税証明書の提出が困難な場合は、契約時に契約保証金を納付すること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法（平成 17 年法律 86 号）による特別精算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律 75 号）による破産手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は

積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案参加方法

(1) スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・ 公告 | 令和7年7月9日（水） |
| ・ 参加申込書の提出期限 | 令和7年7月16日（水）17時 |
| ・ 質問の受付締切 | 同上 |
| ・ 質問回答 | 令和7年7月18日（金） |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 令和7年7月23日（水）17時 |
| ・ 一次審査結果の伝達 | 令和7年7月24日（木） |
- ※4社以上の場合
- | | |
|-------------|--------------------|
| ・ 二次審査 | 令和7年7月28日（月）9時35分～ |
| ・ 二次審査結果の伝達 | 令和7年7月中 |

(2) 実施要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・ 電話や来訪による口頭での質問
- ・ 提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

ア 提出期限

令和7年7月16日（水）17時

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課スポーツコミッション班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館11階）

電話：054-221-3191

メール：sports-commission@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール

エ 回答

令和7年7月18日（金）までに、電子メールにて回答する。

(3) 参加申込書等の提出

企画提案に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 参加申込書（様式1）提出1部
- ・ 会社概要等（任意様式）提出1部
（定款及び組織や沿革、会社として行っている社会的取組を加えた概要等）
- ・ 納税証明書（任意様式）提出1部
（直近1年間の国税又は都道府県税の納税証明書）

ア 提出期限

令和7年7月16日（水）17時まで

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課スポーツコミッション班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館11階）

電話：054-221-3191

メール：sports-commission@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール（PDFファイルとすること）

※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする

※参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合は、令和7年7月25日（金）17時までに「参加辞退書」（様式自由）を提出すること。

（4）企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
①	企画提案書かがみ		様式2	1
②	企 画 提 案 書	以下のアからイの事項について、できる限り具体的な提案内容を記載すること。また提出者を特定できないようにすること。 ア 業務の実施体制 ・業務実施体制（実施責任者、担当者の役職、氏名） ・実施責任者、担当者の業務内容 ・過去5年間に実施した類似事業の実績 イ 業務の実施計画	任意	8
③	見 積 書	・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とすること。 ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。	任意	1

※上記「企画提案書」の内容については、契約予定者を選定するためのものであり提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

ア 提出期限

令和7年7月23日（水）17時（必着）

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課スポーツコミッション班
住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館11階）
電話：054-221-3191

ウ 提出方法

直接持参又は郵送（郵送の場合は追跡可能な特殊郵便にて郵送すること。）

（5）企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・実施要領等に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、全て

提案者の負担とする。

オ その他

提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

5 審査に係る事項

(1) 審査方法

静岡県が設置する選定委員会において、下記の「評価表」に示す評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査を行い、選定委員会の協議の上、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

なお、参加者が4者を越えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、下記(2)の一次審査(書面審査)を実施し、上位3者を選定する。

(2) 一次審査(書面審査)

ア 実施方法

静岡県が設置する選定委員会において、提案者から提出を受けた企画書を書面審査により評価し、上位3者を選定する。

イ 結果の通知

審査の終了後、企画提案書を提出した全員に審査結果を通知する。

通知日：令和7年7月24日

(3) 二次審査(プレゼンテーション)

ア 日時・場所

令和7年7月28日(月) 9時35分～

静岡県庁別館7階第二会議室B

イ 1者あたりの所要時間

プレゼンテーション 15分程度

質疑応答 10分程度

※集合時間、場所等は対象者へ改めて連絡する

ウ 留意事項

プレゼンは企画提案書のみで行い、追加資料は認めない。提案者は他のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

提案された事業内容について、以下の項目に基づき数値(得点)で評価し、契約候補者を選定する。

また審査結果は、速やかに参加者へ電子メールにて通知する。なお、委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

評価表

番号	評価項目	評価基準	評価
1	業務の実施体制	具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュールが示されているか	10
2	類似実績	類似事業の実績があるか	10
3	業務の内容等	・基本コンセプト	10
		・商品造成	5
		・プロモーションの実施	5
		・訪客受入体制及びコンテンツの販売体制整備	5
		・将来的な展開	5
4	経済合理性	提案内容は、費用対効果の観点から効果的か	5
5	社会的取組	提案者は、社会的取組に積極的か	5
合計			60

※ 評価の総得点が6割に達しない場合は、選定対象としない。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、電子メールにて、全ての企画提案者に令和7年7月中に通知する。

6 契約方法

- ・契約予定者は、県と協議し、委託業務に係る仕様書を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、契約予定者と県との協議により最終的に決定する。
- ・契約予定者が正当な理由なく県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

7 留意事項

本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。

8 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課スポーツコミッション班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館11階）

電話：054-221-3191

メール：sports-commission@pref.shizuoka.lg.jp